

(参考) 現行の移行計画認定制度での認定を希望している医療法人の例

例 1 出資者に係る相続税の申告期限が迫っているケース

出資者が亡くなり相続が発生したが、相続人は持分を相続する意思がなく、当該医療法人が持分なし医療法人に移行する際に、他の出資者と同時に持分を放棄したいと考えている。相続税の申告期限が近づいているため、取り急ぎ現行の認定制度での認定を希望している。

例 2 近い将来に出資者の相続が予想されるケース

出資者が高齢であり、近い将来に相続が発生することが予想されるが、新制度の認定要件を満たすには時間を要することが見込まれる。現在の出資者が持分の放棄に同意していることから、現行制度で認定を受けた上で、新制度で再度申請をすることを検討している。

【参考】制度の詳細

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度についての詳細は、下記の厚生労働省のホームページをご覧ください。

- ・持分なし医療法人への移行促進策について (※ 現行制度)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/dl/ikousokushin.pdf>

- ・「持分なし医療法人」への移行に関する手引書について (※ 現行制度)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080380.html>

- ・持分なし医療法人への移行促進策に関するパブリックコメントの開始について

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000174688.pdf>

いずれも厚生労働省の「医療法人・医業経営のホームページ」からリンクしています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryu/iryu/igyou/index.html